

# 北海道水産林務部請負工事検査方法書

## 第1 通則

北海道水産林務部所管の発注に係る請負工事の検査の方法は、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」。（以下「検査要領」という。）第6に基づき、この方法書の定めるところによるものとする。

## 第2 検査の目的

検査の目的は、次の各号によるものとする。

- (1) 工事完成検査、でき形部分等検査及び指定部分検査（以下「工事完成検査等」という。）

工事目的物が契約図書で定めたでき形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査である。

- (2) 跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

跡請保証部分が契約図書で定めたでき形や品質等が確保されていることを確認するために行う検査である。

- (3) 中間検査

工事実施状況、でき形及び品質等について、契約が適正に履行されされていることを確認するために行う検査で、工事の手戻りを防ぎ、技術的指導による技術水準の向上及び完成検査等の効率化を図る。

対象工事、実施時期については、中間検査実施基準（別添1）による。

なお、中間検査で確認したでき形部分については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査等における確認を省略することができる。

- (4) 不適合修補工事完了検査

工事完成後に契約不適合が発見され、その修補工事の完了を確認するため行う検査である。

## 第3 検査の立会

検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該工事に係る工事監督員の立会を求めることができる。

## 第4 検査の準備

検査員は、検査にあたって、工事監督員若しくは受注者に対し、必要な測定要員、用具及び関係書類の一切をあらかじめ準備させるものとする。

## 第5 検査の内容

検査は、工事のでき高を対象として、契約図書に基づき、工事の実施状況、でき形、品質及び出来ばえについて、その適否の判定を行うものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、工事監督員又は受注者に対して、施工状況及び資料等について事実の説明を求めることができる。

#### 第6 工事实施状況の検査

検査員は、工事目的物が適正な施工管理のもとで施工されたか否かを確認するため、工事实施状況の検査を行うものとする。

なお、検査にあたっては、別表1に掲げる事項に留意して行い、各種の記録（工事写真等）により確認する。

#### 第7 工事のでき形及び品質の検査

検査員は、工事目的物が、設計図書で定めた規格値の範囲内か否かを確認するために、でき形及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては、でき形検査基準（別表2）及び品質管理基準（別表3）に基づき行い、設計図書と対比して合否を判定する。

ただし、設計よりでき形が過大であっても、関連する工事又は効用上支障がないと認めるときは、合格とすることができる。

#### 第8 出来ばえの検査

検査員は、工事目的物が美観的に優れた機能的に仕上がっているか否か、出来ばえの検査を行うものとする。検査にあたっては、仕上げ面、とおり、すり付け等の他、色及び艶など全般的な外観とともに、機能面についても目視、観察により確認する。

なお、工事目的物が水中又は地中に没する等により、目視による出来ばえの確認が著しく困難な場合については、各種の記録（工事写真、出来形管理記録等）により確認することができるものとする。

#### 第9 破壊検査

検査員は、外部からの観察、でき形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により、工事目的物のでき形及び品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて当該目的物を最小限度破壊し検査を行うものとする。

#### 第10 検査合格の処理

当該工事目的物が検査に合格した場合は、次の各号により処理するものとする。

##### (1) 工事完成検査等、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査

検査要領第7によるほか、工事完成検査報告書（第1号様式）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に報告するものとする。

##### (2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書（第2号様式）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に報告するものとする。

##### (3) 不適合修補工事完了検査

検査員は、不適合修補工事検査報告書（第3号様式）に当該検査の確認事項を記載し、修補請求者に提出するものとする。

#### 第11 検査不合格の処理

当該工事目的物が検査に合格しない場合は、次の各号により処理するものとする。

(1) 工事完成検査等、跡請保証部分検査及び跡請保証部分修補工事完了検査  
検査要領第7によるものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該工事の実施状況、でき形及び品質について契約図書との不適合を確認した場合は、工事監督員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に報告するものとする。

(3) 不適合修補工事完了検査

検査員は、不適合修補工事完了検査の結果、合格しない場合は、不適合修補工事検査報告書にその旨を記載し、修補請求者に報告するものとする。

## 第12 検査の中止

検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 受注者又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

(2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき

## 第13 工事施行成績の評定

検査員は、工事完成検査等に合格した場合は、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）に基づき評定を行い、工事施行成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。